



答 申 第 8 5 6 号
令 和 2 年 7 月 1 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和2年7月1日付け神
こ家第1694号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

ひとり親世帯への臨時特別給付金事業の実施に伴う児童扶養手当データの利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 児童扶養手当を受給する世帯などに対して、臨時特別給付金を支給するため、こども
家庭局家庭支援課が保有する児童扶養手当受給世帯情報を利用することは、正確かつ迅
速な支給が可能となり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切か
つ慎重に取り扱わなければならない。

ひとり親世帯への臨時特別給付金事業の実施に伴う
児童扶養手当データの利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 856

【児童扶養手当扶養受給者情報】

○受給者に関する情報

証書番号

住基個人番号

福祉個人番号

氏名（漢字・カナ）

通称名（漢字・カナ）

生年月日

行政区コード

分室区分

郵便番号

住所・方書

処理ステータス

手当ランク

支給停止理由

現況未提出年

支給開始年月

支給終了年月

支給対象児童数

支給実績情報

差止有無

○対象児童に関する情報

生年月日

氏名（漢字・カナ）

通称名（漢字・カナ）

続柄

対象開始年月

対象終了年月

○振込口座情報

口座名義人

金融機関名

支店名

口座種別

口座番号



答 申 第 8 5 7 号
令 和 2 年 7 月 1 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和2年7月1日付け神
行住第676号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

ひとり親世帯への臨時特別給付金事業の実施に伴う児童扶養手当データの利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 児童扶養手当を受給する世帯などに対して、臨時特別給付金を支給するため、行財政局住民課が保有する住民基本台帳情報を利用することは、正確かつ迅速な支給が可能となり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

ひとり親世帯への臨時特別給付金事業の実施に伴う
児童扶養手当データの利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 857

【住民基本台帳情報】

住基個人番号
漢字氏名
漢字氏名カナ
AL氏名
AL氏名カナ
通称名
通称名カナ
郵便番号
住所・方書